

## 藤井寺市立図書館 雑誌スポンサー制度募集要項

雑誌スポンサー制度とは、雑誌の購入費用を負担していただき、その雑誌にスポンサーとなられる方の名称と広告を掲載する制度です。

藤井寺市立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌を広告媒体として利用することにより、民間事業者等の事業活動を促進するとともに、雑誌コーナーを充実させることで市民サービスを向上させることを目的とします。

### 1 募集内容

スポンサー対象	企業、団体等の法人および個人事業主
雑誌の選定	図書館指定の「雑誌一覧」（別紙）より選定していただきます。
広告の規格、表示方法	雑誌の表面には雑誌スポンサー名を印刷したシールを貼付します。 裏面の広告は、片面・両面印刷どちらでも可とします。 広告の大きさは雑誌により異なります。それぞれの雑誌については、「雑誌一覧」の広告サイズをご覧ください。 詳細な大きさは、以下のとおりです。 「A4」…… 縦297mm 横210mm以内 「B5」…… 縦257mm 横182mm以内 「A5」…… 縦210mm 横148mm以内 ※広告は雑誌スポンサーが必要枚数を作成してください。
スポンサー期間	1年間の年度単位とします。 年度の途中でのお申込みの場合は、その翌月から当該年度の3月31日までとします。 また、その年度の3月5日までに継続の申し込みをし、可とする決定を受けた場合は、引き続き1年間継続できます。
広告表示期間	スポンサー誌の受入から1年間。
配架場所	藤井寺市立図書館 2階閲覧室 雑誌コーナー

### 2 掲出できない広告等

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動に関するもの
- (3) 個人及び団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 他者を誹謗、中傷する内容を含むもの
- (5) 人権侵害のおそれのあるもの
- (6) 法令や条例等に抵触し、又は抵触するおそれのあるもの
- (7) 公序良俗に反する内容のもの
- (8) 虚偽又は誇大な表現で、市民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (9) 市が推薦などしているかのごとき表現をしたもの
- (10) 投機心又は射幸心をあおる内容のもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条に規定する風俗営業又はこれに類するもの
- (12) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (13) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (14) 広告主の行う事業・行為が社会的批判、指弾の対象となっているもの
- (15) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

### 3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす企業、団体等の法人および個人事業主に限り、応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団又はその他暴力的団体の構成員でないこと。

- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (4) 市の指名停止措置を受けている者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者でないこと。
- (5) 藤井寺市税の未納がないこと。

#### 4 申込方法

提出物	<p>広告を掲載しようとする月の前月の5日までに以下の書類に必要事項を記入して提出してください。（各1部）</p> <p>①雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）</p> <p>②申込書に添付する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告図案</li> <li>・ 会社概要等（業種等がわかるもの）</li> </ul>
申込および問合せ先 （持参又は郵送）	<p>〒583-0007 藤井寺市林1-2-2 藤井寺市立図書館 2階事務室</p> <p style="text-align: right;">電話番号 072-938-2197</p>
申込期間	随時募集

#### 5 スポンサー及び広告の内容審査及び決定方法等

「藤井寺市有料広告掲載に関する取扱規則」及び「藤井寺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」の規定により審査し、決定・通知します。

#### 6 雑誌購入代金の支払方法

- (1) 提供していただく雑誌代金の支払は、図書館指定の納入業者に、広告掲載期間分の金額を一括して掲載開始月にお支払いいただきます。
- (2) 振込手数料等の経費は雑誌スポンサーの負担となります。
- (3) 提供する雑誌が休刊・廃刊した場合は、図書館と協議の上、前記「雑誌一覧」中の別の雑誌に振替させていただきます。
- (4) 前項の場合など、期間中に雑誌代金に変更になった場合は、納入業者と協議し、調整します。
- (5) 広告掲載期間中、広告を取り下げの場合でも、すでにお支払いいただいた代金を返金することはできません。

#### 7 その他

- (1) 掲載した広告についての一切の責任は、雑誌スポンサーが負うものとします。
- (2) スポンサー誌の取り扱いは、図書館所蔵の雑誌と同様とします。

# スポンサー表示様式見本

